

広告の取扱いについて

医療法には、広告について、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も法又は告示により広告が可能とされた事項以外は、広告してはならない。」という、医業等に関する広告の制限があります。

そこで、「東京都脳卒中救急搬送体制」の開始にあたり、「東京都脳卒中急性期医療機関」であることの広告が可能となるよう手続きを行いました。

本日、3月4日から、下記の媒体を使っての広告が可能ですので、各医療機関それぞれのご判断で、行ってください。

<広告に該当する媒体> ※本日から広告可能です
チラシ、パンフレット、ポスター、看板、新聞・雑誌等出版物、
Eメール・インターネットのバナー広告、説明会等で使用するスライド 等

<該当しないもの> ※広告ではないので、自由にできます
院内掲示、院内で配布するパンフレット、ホームページ、学術論文、
新聞・雑誌での記事 等

【根拠規定】

- ・広告の制限について
医療法第6条の5第1項

- ・広告できる事項について

医療法第6条の5第1項第13号及び平成19年厚生労働省告示第108号「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」第4条第16号に掲げる「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」

⇒東京都公報（平成21年3月4日付）において告示

平成21年3月4日(水曜日)

(第14378号)

東京都公報

師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第四条第十六号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成二十一年三月四日

東京都知事 石原慎太郎

東京都腦卒中急性期医療機関設置要綱(平成二十一年一月三十日付「十福保医政第千六百三号」第二に規定する東

京都脳卒中急性期医療機関である旨

●東京都告示第二百五十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条

第一項第一号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十一年三月四日

東京都知事 石原慎太郎

一 路線名及び指定区間 別表のとおり
二 指定期日 平成二十一年四月一日

●東京都告示第二百六十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条
第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超えて四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十一年三月四日

東京都知事 石原慎太郎

一 路線名及び指定区間 別表のとおり
二 指定期日 平成二十一年四月一日

●東京都告示第二百六十一号

神津島港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第一條第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、神津島港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十一年三月四日

神津島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 石原慎太郎

一 出願年月日

平成二十一年一月二十六日

二 出願人

名称 東京都

の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名	指定区間
言問橋南千住線	荒川区南千住二丁目八十四番地先から同区南千住三丁目十一番地先まで

東京都知事 石原慎太郎

一 路線名及び指定区間 別表のとおり
二 指定期日 平成二十一年四月一日

別表

路線名	指定区間
東京浦安線	江東区南砂三丁目二十一番地先から江戸川区清新町一丁目五番地先まで
日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目二十五番地先から地先まで
新荒川葛西堤防線	江戸川区西葛西六丁目一番地先から江戸川区中葛西八丁目五百九十四番地先まで